

唐津市中小企業・小規模企業振興条例 概念図

目的（第1条）

中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、市の責務等を明らかにすることにより、施策を総合的に推進し、もって本市経済の健全な発展、市民所得の向上、安定的な雇用の創出及び市民生活の向上を図るもの。

基本理念（第3条）

- ① 中小企業・小規模企業が地域経済、市民生活、地域社会を支える重要な役割を果たしており、中小企業者等（＝中小企業者と小規模事業者）が発展が続けることが本市の持続的発展の基盤となるとの認識のもとに推進すること。
- ② 中小企業者等の自主的な努力が促進されることを旨として推進されること。
- ③ 本市の地域特性と中小企業者等の実情に応じた施策により推進されること。
- ④ 市、国、県、関係機関が、適切な役割分担のもと相互に連携し、市民の協力を得て、地域全体で協働することにより推進されること。

基本方針（第4条）

- ① 中小企業者等の経営の改善及び向上を促進するため、次に掲げる施策の推進を図る。
 - 経営に関する相談・助言体制の整備に関すること。
 - 経営力の向上、ビジネスプランに基づく経営の促進に関すること。
 - 資金調達の円滑化に関すること。
 - 人材の確保・育成に関すること。
 - 生産性の向上に関すること。
 - 販路の拡大に関すること。
 - 経営革新その他の新たな事業活動の促進に関すること。
 - 産学連携に関すること
 - 中小企業者等相互の交流・連携、共同化の推進、産業集積の活性化に関すること。
 - そのほか、市長が必要と認めること。
- ② 創業の促進、事業承継の円滑化を図る。
- ③ 域外市場産業の強化・育成、域内経済循環の拡大、地域を牽引する企業の創出を図る。

各主体の責務・役割等

市の責務（第5条）

- ・施策の総合的な推進
- ・中小企業者等の実情・意見の把握と施策への反映
- ・関係機関との連携・協力、施策に係る情報の提供
- ・中小企業等の重要性についての市民の理解の促進
- ・市内中小企業者等の受注機会の増大

中小企業者等の努力（第6条）

- ・経営の改善・向上や雇用確保等への自主的な努力
- ・商工団体等への加入 ・地域社会との協働
- ・市の施策への協力 ・市内中小企業者等への積極的発注

中小企業支援機関の役割（第7条）

- ・中小企業者等の積極的支援 ・市の施策への協力
- ・支援機関相互の連携の強化
- ・支援能力の積極的な向上

金融機関の役割（第8条）

- ・資金の円滑な供給等を通じた中小企業者等の支援
- ・市の施策への協力

大学等研究機関の役割（第9条）

- ・産学連携による中小企業者等の経営課題解決の支援
- ・市の施策への協力

大企業者等の役割（第10条）

- ・中小企業者等との連携、市の施策への協力
- ・市内中小企業者等への積極的発注

市民の理解と協力（第11条）

- ・中小企業等の重要性についての理解と振興への協力
- ・市内中小企業者の積極的利用

小規模企業者への配慮（第12条）

- ・経営資源の確保が困難な小規模企業者へ配慮

施策の検証と公表（第13条）

- ・市は施策の実施状況と検証結果を公表する

中小企業・小規模企業振興会議（第14条）

- ・中小企業者等、中小企業支援機関などで構成
- ・施策の検証と改善、新規施策、条例の見直しを審議

中小企業・小規模企業の発展